

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部の施行等に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正され、国民健康保険被保険者証が令和6年12月2日（以下「一部施行日」という。）以降新たに発行されなくなったことを受け、これを本人確認書類の例示として規定している千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）について、その字句を削除する改正を行うもの。

なお、一部施行日以後も、改正法の一部の施行の際現に交付されている国民健康保険被保険者証は最長で令和7年12月1日まで有効なものとして使用することができるため、改正後の条例施行規則は、令和7年12月2日から施行する。

2 改正内容

本人確認書類の例示として規定しているもののうち「国民健康保険被保険者証」を削除する。（第12条第1項関係）

3 施行期日

令和7年12月2日